

突然、業者が「宝石はないか」と来訪した。「ない」と言ったら、身に着けている指輪を見せるよう言われた。

指輪を外して渡したら、「売ってほしい」と言われたが断った。業者は返してくれず、そのまま買い取られてしまった。

売るつもりはなかった。返してほしい。



消費者庁イラスト集より

## 貴金属を買い取る 強引な訪問購入事業者にご注意！

### ここが重要 べニ！！



●訪問購入事業者が、事前の連絡なしに突然訪問して勧誘することは禁止されています。このような禁止行為を行う事業者は家に入れないようにしましょう。

●事前に訪問を約束した場合でも、買取りを依頼していない物品に対する勧誘は禁止されています。「貴金属やブランド品などをむやみに見せない、触らせない」ことが大切です。優しく褒められて勧誘されても、きっぱり断りましょう。

●物品を売却した際には、事業者の連絡先や物品の種類や特徴、購入価格が記載された書面を必ず受取りましょう。契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

●クーリング・オフ期間内は、事業者に物品の引渡しを拒むことができます。引き渡す前に冷静に考えましょう。

●不安を感じたり対処に困った場合には、ひとりで悩まずに消費生活センターへご相談ください。

### 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン<sup>い</sup>188<sup>や</sup>もご利用ください

山形市公式LINE  
にて毎月センター  
情報を配信中です

